

別紙2

祝い金に関する内規

各種催事等に出席する場合の祝い金は、開催される場所等に応じて、支出するものとする。

平成18年6月1日から適用

開催場所	支出額
集会所・進修館等	3,000円
割烹・料亭等	10,000円
その他	5,000円

<留意点>

この基準の他、町長が必要と認めた場合は、支出するものとする。